

越谷市 認可外保育施設一覧表 (従業員対象施設・一般利用枠なし)

令和8年(2026年)6月1日更新

◎一覧表の一番右「無償化対象」欄に○が入っている施設が無償化の対象施設、×が入っている施設が無償化の対象とならない施設です。

種類	No.	名称	設置者名	所在地	電話 (048)	事業開始 年月日	指導監督基準 適合証明書 (交付年月日)	対象年齢 (当該年度 の4月1日現在)	定員	開所時間			有資格者等の数			特定子ども・子育て 支援施設等 の確認年月日	無償化 対象
										平日	土曜日	日曜日・休日	保育士	看護師 准看護師	その他		
院内 保育施設・企業内 保育施設 (企業主導型 保育事業以外)	1	越谷市立病院 さくら保育室	越谷市	東越谷10-33-3	965-4562 (庶務課直通)	H20. 4. 1	R1. 11. 11	0歳～5歳	40	8:00～17:30 (夜勤対応あり)	8:00～17:30 (夜勤対応あり)	8:00～17:30 (夜勤対応あり)	5	0	0	R1. 9. 30	○
	2	のびのびキッズけいわ	医療法人社団 大和会 (慶和病院)	非公表		H20. 7. 1	R1. 11. 11	0歳～5歳 (一時預かり等 は10歳前まで)	14	7:30～17:45 (夜勤対応あり)	7:30～17:45 (一部夜勤対応あり)	7:30～17:45 (一部夜勤対応あり)	3	0	2	R1. 9. 30	○
	3	医療法人秀峰会保育室 有教館	医療法人 秀峰会	七左町4-100-5	985-6765	H5. 12. 22	R2. 1. 14	0歳～5歳	30	7:40～19:00 (夜勤対応あり)	7:40～19:00 (夜勤対応あり)	7:40～19:00	4	0	3	R1. 9. 30	○
	4	獨協医科大学埼玉医療センター きの子保育室	学校法人獨協学園 (獨協医科大学埼玉医療センター)	瓦曽根2-10-30	965-0503	H6. 5. 9	R1. 11. 11	0歳～5歳	50	7:30～21:30 (一部夜勤対応あり)	7:30～21:30 (一部夜勤対応あり)	7:30～18:00	14	2	2	R1. 9. 30	○
	5	新越谷病院 すぎのご保育室	医療法人財団 明理会 (新越谷病院)	東柳田町4-15	964-2211 (事務)	H23. 4. 1	R1. 11. 11	0歳～5歳	18	8:00～18:00 (夜勤対応あり)	8:00～18:00 (夜勤対応あり)	8:00～18:00 (夜勤対応あり)	5	0	0	R1. 9. 30	○
	6	越谷誠和病院 あおぞら保育室	医療法人社団 協友会 (越谷誠和病院)	谷中町4-25-5	960-3677 (事務)	S58. 5. 1	R2. 1. 14	0歳～5歳 (一時預かり等 は8歳前まで)	45	8:00～18:00 (夜勤対応あり)	8:00～18:00 (夜勤対応あり)	8:00～18:00 (夜勤対応あり)	7	0	3	R1. 9. 30	○
	7	埼玉東部ヤクルト販売株式会社 越谷第一センター保育所	埼玉東部ヤクルト販売株式会社	東越谷4-29-7	966-2692 (越谷第一センター)	S62. 4. 1	R3. 1. 21	0歳～7歳	30	8:30～14:30	8:30～14:30	—	4	0	4	R1. 9. 30	○
企業主導型 保育事業 (一般利用枠 なし)	1	さち保育園	社会福祉法人 幸光福祉会	神明町3-18	966-2525 (事務)	R1. 5. 1	R3. 1. 21	0歳～5歳	12	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 (日曜日除く)	3	0	1	確認対象外	○

○設置届や運営状況報告、立入調査等で把握した情報に基づき作成しています。実態と異なっている可能性があります。

○令和元年(2019年)10月1日開始の幼児教育・保育の無償化の対象となる施設は、「無償化対象」欄に○印が記載されている施設です。×印が記載されている施設は無償化の対象となりません。

○「無償化対象」欄に○印が記載されている施設を利用しても、お子さんの状況(認定の有無、年齢、通っている施設など)により、保育料が無償とならない場合がありますので、ご注意ください。

○「特定子ども・子育て支援施設等」の確認年月日欄の日付は、越谷市が幼児教育・保育の無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設等」として確認した日になります。

企業主導型保育事業は、越谷市では確認を行わないため、「確認対象外」と記載しています。

○「指導監督基準適合証明書」欄については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年1月21日付雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に基づき証明書が交付された施設について、交付年月日を記載しています。

○「対象年齢」欄のうち、0歳児は各施設ごとに受け入れ可能な月齢があります。また、月極契約の対象年齢を表示していますので一時保育の対象年齢は、異なっている可能性があります。

○「開所時間」欄は、原則、時間外保育を含む最長の時間を表示しています。(曜日ごとに開所時間が異なることがあります。また、保育者の配置の都合により、預かりをしていない場合があります。)

○「有資格者等の数」の欄のうち、「その他」とは、幼稚園教諭、子育て支援員研修修了者、家庭的保育者等研修修了者を指します。

「有資格者等の数」の欄の数値は、雇用形態や勤務形態にかかわらず、当該施設に在籍している有資格者の数を記載しています。

保育支援課 048-967-5234 (認可外保育施設に関すること)
048-963-9167 (認可施設の入所に関すること)
(幼児教育・保育無償化に関すること)